

議員提出第3号議案

放課後児童クラブの充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月12日

提出者

坪内 涼二

岸 道三

河内 大輔

大国 陽介

嘉本 祐一

吉田 雅紀

山根 成二

白石 恵子

中村 芳信

(別紙)

放課後児童クラブの充実を求める意見書

日本は少子化、人口減少に歯止めがかからず、2024 年の合計特殊出生率は 1.15 と過去最低となり、国の当初予測を大幅に上回るペースで悪化し続けている状況である。昨年末の臨時国会において少子化の要因と対策を問われた高市首相は、今後教員の柔軟な働き方の推進に加え、子どもたちの放課後の対応の重要性について言及された。

学校における働き方改革が進み、子どもだけで過ごす放課後の時間が増えている状況において、子どもたちの放課後の過ごし方は、家庭と学校の間にある大変重要な時間であり、放課後児童クラブは子どもたちにとってより重要な居場所となっている。

放課後児童クラブの安定した運営を実現するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と処遇の改善

放課後児童クラブを支える放課後児童支援員は、長期休業以外は平日放課後の業務が主であるため、給与水準が概して低く、就業時間も不規則である。そのため、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等に繋がっている。

放課後児童支援員の確保・定着に向けて、給与等の処遇改善や働きやすい環境の整備を進めることができるよう、補助基準額の増額など財政支援を更に充実させること。

2. 放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実

施設整備について、国の補助基準額の増額や保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、保育所に放課後児童クラブを併設する場合の補助制度創設などの支援を行うこと。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度を充実させること。

運営費支援について、実績による精算方式ではなく、積立等により次年度以降の人件費や修繕、備品購入など事業の充実に活用できる仕組みとなるよう、見直しを行うこと。また、保育所の人材や利用されていない保育室などを使った小規模の預かりへの支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

3. 施設立地を考慮した運営しやすい支援制度

待機児童が発生しているため校区外の放課後児童クラブを利用する場合や、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブを利用する場合には、児童の移動のためにバス等の車輛による送迎支援が必要である。

国においては、放課後児童健全育成事業により、送迎に係る一定の費用助成が行われているが、十分な支援となっていないため、補助基準額の増額など、支援を更に充実させること。

4. 近年の物価高騰への対応

放課後児童クラブの運営は国庫補助及び利用者負担により成り立っており、物価が高騰しても、全てを利用者に価格転嫁することは困難である。長引く物価高騰は、サービスの低下につながりかねない。

国においては、令和7年度補正予算で、令和7年度限りとして物価高騰の中での事業継続に係る支援が措置されたが、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、物価高騰分を補助基準額に反映させるなど、必要な対策を恒常的に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

こども家庭庁長官

財務大臣